

令和5年第1回臨時会

# 南伊豆町議会会議録

令和5年 1月11日 開会

令和5年 1月11日 閉会

南伊豆町議会

## 令和5年第1回南伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第1号（1月11日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報第1号の上程、説明、質疑	4
○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉議及び閉会宣告	21
○署名議員	23

令和5年1月臨時町議会

(第1日 1月11日)

## 令和5年第1回南伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和5年1月11日(水)午後2時25分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)  
日程第 4 議第 1号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について  
日程第 5 議第 2号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
防災室長	平山貴広君	企画課長	菰田一郎君
地方創生室長	勝田智史君	地域整備課長	飯田満寿雄君

商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	高橋健一君
教育委員会 事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	佐藤禎明君		

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	廣田哲也	係長	内藤彰一
--------	------	----	------

開会 午後 2時25分

◎開会宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和5年第1回南伊豆町議会臨時会を開会します。

---

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎開議宣告

○議長（谷 正君） これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

10番議員 齋 藤 要 君

11番議員 横 嶋 隆 二 君

---

◎会期の決定

○議長（谷 正君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は1月11日、本日1日限りと決定しました。

---

### ◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

報第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第1号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、町長の専決処分に関する条例第1条第1項による専決処分で、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

事故及び和解の内容は、令和4年8月23日午前10時20分頃、南伊豆町妻良地内の国道136号線において、職員が公用車を運転していたところ、スリップし、ガードレールに接触及び破損する事故が発生したもので、責任割合を町100%、相手方ゼロ%として、修理代金等36万3,204円を支払うことで示談いたしました。

なお、これら修理代については、全額が自動車損害共済で補填されるものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

---

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第1号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第1号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年12月定例会において、議第107号として上程した南伊豆地域清掃施設組合の設置についてを再度提出するもので、地方自治法第284条第2項及び第290条により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第1号の内容説明を申し上げます。

本臨時会に上程いたしました南伊豆地域清掃施設組規約につきましては、令和4年12月定例会において上程した規約と内容等の変更はございません。

さきの12月定例会でご指摘のあった南伊豆地域清掃施設組合焼却施設並びに資源化施設の用地問題に係る説明をさせていただきます。

下田市では現状において、土地賃貸借契約を4件締結し、うち3件は3名の所有者おのののと契約、残り1件は3名による共有名義の土地となっております。土地の権利者は総勢6名となっており、合計面積は8,742.76平米で、賃借料の合計額が702万100円、契約期間は3

年更新で令和5年3月31日までとされております。

このような現状を踏まえた中で、今般の下田市、松崎町、西伊豆町による組合規約案の可決がなされ、担当者会議及び首長間の再確認を経て、今後の方針が協議・決定されたので、ご報告申し上げます。

まず、決定事項の1つ目としては、広域ごみ処理事業における焼却施設稼働予定の令和9年度までは、下田市による賃貸借契約が継続されるため、土地権利者との契約更新時において、当該広域ごみ処理事業の進捗状況を説明し、理解を得ること。

決定事項の2つ目として、当該施設用地としての敷地面積が確定後に、下田市が土地権利者の売買に関する意向確認を実施することとしております。また、土地権利者が売却希望の場合には、土地取得費用の財源としては、施設整備と一体の国による交付金の活用を予定しております。売却及び賃貸借の契約名義については、組合とするのか下田市とするのかについては、今後の協議事項としております。

次に、下田市の現清掃施設所在地の汚染状況等の調査・確認についての決定事項であります。周辺環境への影響分析については、生活環境影響調査による土壌調査及び河川水質調査項目の数値で対応済みとなっており、敷地内調査においては、現行施設が今現在において稼働中であることから、解体時に実施することが現実的であり、組合の施設整備の内容が土壌汚染対策法の対策行為に該当するのかも確認する必要があり、該当する場合においては、同法の手続によることを基本としております。

いずれにいたしましても、これら用地確保並びに汚染状況の調査・確認に係る費用負担においては、本組合規約案の第12条第3項「臨時に経費を必要とするときの負担金の負担割合は、関係市町の長の協議に基づき、組合議会の議決を経て定める」としておりますので、組合議会による最終判断が不可欠であります。

繰り返しになりますが、本町においては、町単独の焼却施設建設は行わないとの判断の下、令和元年度に実施したごみ処理のあり方に係る支援業務委託での調査結果を踏まえた中で、広域処理の推進をご承認いただき、令和3年11月16日には1市3町による南伊豆地域広域ごみ処理事業に関する覚書を交わし、これまで協議を進めてまいりました。

まずはスタートラインに立つことが極めて重要と考えますので、本議会のさらなるご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 規約の第3条には、組合は、次に掲げる広域ごみ処理の設置管理及び運営に関する事務を共同処理するというので、その事業の1で、エネルギー回収型廃棄物処理施設ということですが、エネルギー回収はどのような形で計画をされているのか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今まで全員協議会で、基本構想と施設整備計画等でご説明をさせていただきましたが、今のところ、熱利用に関しましては、施設内の温水とか、施設内での利用を考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 日量処理するごみの量を、どのぐらいに想定されていますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 現在、計画では58トンという形で考えておりますが、そこまではないか形になります。施設的には58トンという形で施設整備は考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 日量58トンという、58トン未満だということでありまして、熱利用ができない、施設内の湯沸かし程度では、熱利用なんてとても論外ですけれども、できない理由はどういう理由ですか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

基本構想等にも掲載されておりますが、熱資源の回収とエネルギー回収につきましては、構想段階でかなり検討しました。そういった中で、いろいろな例を見た中でも、58トンクラスの施設に関しては、発電等がちょっと効率的ではないという形で、施設内回収ということで今のところは決定しているということでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） ちょっとくだいようですけれども、58トン程度の量では発電ができないということであるんですが、今、例えばバイオマス発電のユニットだと、4トン車の荷

台に載るような、4トン車のコンテナですね、載るような、140キロワットぐらいの発電もできる状態があるんですね。どんどん進んでいるんだけど、58トンもごみを燃やしてできないのは、ごみの質の問題で、水分も飛ばしていないものに重油をかけたり何だりするから、できないのとは違いますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今現在、基本構想の段階では、そこら辺の、そこまで検証はしていないということと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） いわゆる焼却炉コンサルタントに、丸投げということではないけれども、やっているわけですけども、そのコンサルタントも含めて、焼却炉メーカーも、今のCO<sub>2</sub>削減の問題、地球環境の問題に対して、あまりにも疎いというか、もっと資本力のあるメーカーもあるわけですから、どうして、いわゆる従来型の集めたままのごみに重油をかけて燃すような取組しか考えられないのか。

今、そういう規模で、58トンより大きい規模で事業を進めてきて、べらぼうに経費がかかるといって、もちろんそういう燃し方をすると、残渣も多くなるわけですね。まして、それを検討していないということは、今後検討する余地というのはあるんですか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

基本構想を策定する中で検討はしておりました。今、場内施設ということで、今のところはそういう形で考えているところであります。

今現在、業者にアンケート調査を行って、施設整備の計画がなされている状況であります。また、施設整備については、今後また協議していく面もありますので、その中でそういったことを協議されることがあれば、協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） なぜそれを言うかということ、もう3年になるんですね、2020年1月30日に、我々議会は三豊のトンネルコンポストの事業を見てきて、そこで出たトンネルコンポストで処理したごみ、いわゆる生ごみを微生物分解して、これは17日かかるわけですね

ども、それをふるいにかけて圧縮したごみがこれですよ。

昨年の10月21日に、今の清掃センターの脇に、株式会社J E TがE R Sで実証実験をやっている。それは、町で集める大体日量11トンのごみ、これを24時間で微生物を、減圧タンクで24時間で、これを減菌と消臭と乾燥をやるということで、上がってきたものは重量が大体半分になるという話を聞いて、この間のデータでもそういうことを言われている。

また、今、焼却炉しかないですから、やっても、火力が落ちないで安定して燃えている。そのJ E Tがやっている、できた、今はふるいとか圧縮装置はないからですけども、それを圧縮すればこういうものができて、まさにこれが資源になって、いわゆる発電をするのであればエネルギーになると。

そういうものは、我々、三豊で出たものは製鉄所で使うらしいんですけども、いわゆる廃プラの問題がどんどん進んで、廃プラ法が1年以上、実施してたちますけれども、どんどんいわゆる石油由来の廃プラが減ってくれば、こうしたものももっと安定して普通のボイラーでも燃やせる、ペレットでも燃料として使える。そういうことができるものを、いわゆる検討していないで、ここで載せているというのは、到底問題ある、課長の責任ということではないんですが、あまりにも事務方にしてもずさんだと。

焼却施設に反対というか、対案としてJ E Tの施設とかあって、ごみをいわゆる邪魔者として、なくすことはできないですね、灰が出る、焼却灰が出てくるから。しかし、燃料として資源化をしてやれば、またこれが進化してくれば、いわゆる残渣もほとんど残らない。

もっと言えば、岩手県の久慈市で積水化学のバイオリファイナリーがやっているのは、エタノールを作る実証施設ですけども、これは去年の4月から稼働していて、トヨタもタイで似たような事業を進めていると。今、どんどんそれができてくる状況であります。

こうした点で、ここに書いてある組合のエネルギー回収型廃棄物処理施設というのは、いわゆる依頼しているコンサルタントも検討していないというようなずさんな内容で、これは中身を変えていく必要があると、そういう猶予があるのかということが一つの問題。それで、いわゆるそうしたことが解消されない段階で、組合の設立を私は認めることができないと。

もう一つは、第5条、病院組合等々でも、大体選出議員は2名ずつですけども、人口が多いとか少ないとかで代表選出議員が多い少ないというのは、自治体間のやはり平等にやるという点で、下田市だけ4人で、あと南伊豆、松崎、西伊豆が2人ずつというのは不平等だと。きちんと対等の形でやる、そういう仕組みをつくるべきだということ。

もう一つは、先ほど話した全体が改善する余地、改善というか、中身を変える必要がある

ということなのですが、土地の問題に関して言えば、こうしたこと、全協や事務方の会議であつても、首長間できちんとした覚書を残しておかないと禍根が残る。これに対する対応はどう考えているのか。

この残りの2点について、またお答えいただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まずは、構成議員の定数に関しましてですが、これは3町で2名ずつ、それから下田市で4名という、確かに人口多い、多くないということもあるかもしれませんが、これは首長間で運営会議で確定しました。

やはり私も、下田も4名でいいのかという思いもありましたが、これは下田市の施設に、我々3町と一緒に広域としてやっていくということで、我々3町は思いを一つに、同じ思いで取り組んでいくという方向でいると思いますので、何かあれば3町の議員の皆さんが、6名の議員の皆さんが、いろいろと判断していただけるのかなというふうに考えておりますので、各1市3町で同じ人数というふうには、今のところ、私は考えておりません。このままでよろしいかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいなと思います。

それから、改善点ですけれども、改善点につきましては、まだ正直言って、以前からお話しさせていただいていますけれども、詳細を詰めなければならないところというのは多々あります。エネルギー回収についても、1年前、私たちは、燃やすことしかアイデアがなかったというのはそのとおりです。しかし、JETさんのERSの提案があつてから、ERSで実証実験をやつた中で、何がこれがごみ問題に対して寄与できるのではないかとということ、これから実証実験の結果も踏まえた中で、どんどん私も提案させていただきたいと思ひますし、今後、松崎町とか西伊豆町のほうからも視察等もあるというふうに聞いています。

それから、JETさんからもいろいろ提案を受けて、発電についても、このようなこともできるのではないかとというような提案も受けているので、その辺のところも、年末年始でなかなか動きがなかったところですが、これから少しずつ動きも出るのかなというところで、まずは組合の設立をした中で、いろいろなことを各首長さん、それから担当の職員の方と情報を共有しながら、何がよいのか。最終的には20年後、30年後のこの地域の子供たちのため、未来のために何をやっていくかというのが、私は一番重要だと思いますので、その辺のところもしっかりと進めていきたいと思ひます。

その中で、議員がおっしゃられるような首長間での覚書、それから決め事というのは、し

っかり決めていかななくてはいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） よろしいですか。

漆田議員。

○9番（漆田 修君） 9番、漆田。

先ほどの全員協の中で、第12条第3項の具体的な出来事を想定した細かい話が説明されました。そこで、例えば、同僚議員はダイオキシンの例をサンプルにして話をしましたけれども、実は、例えば事務組合を設立した後に、組合が首長の中で、そういう費用の負担割合であるとかということを検討したいというような趣旨でありました。

そうなったとき、例えば組合を設立する以前であれば、自治体の意思というものは非常に通りやすいと思うんですね。これが私、さきの議会で、圏域ガバナンスの法制化ということを質問いたしました。それは町長には、何回も同じことを言っていますが、無視された自治体に意思決定主体なんですね。それが仮に、地制調ではそれは表現されていなかったんですが、今回、第12条第3項に該当する費用負担のものについては、改めて組合内で首長間で話し合いをします。

そのときに、例えば南伊豆町の自治体としての意思というのは非常に通りにくくなる、これはそうですよね、当たり前ですよね。さっき言っています圏域ガバナンスの法制化ということでもありますから。これは実は、非常に一つ、見落としとしてはいけないことなんですね。結局、自治体間の住民合意と紛争解決は、それが、例えば締結された時点で、瞬時に焼成されるということですよ、瞬時に。瞬時ということは、その2つは身をもって、私たち自治体は引っ張っていかなければいけない、そういうことなんですよ。

ですから、広域連携の大きなみそというのは、実はそこにあるんですよ。ですから、第32次地制調で答申されましたが、日弁連であるとか、あるいは地方の6団体とそれぞれの長はそれを危惧して、実は総務省にそれを提言しているんですね。ですから、そういう圏域ガバナンスの法制化については組み込むことができなかったということ。

それを私たちは、小さな自治体ですが、頭に入れて常にそれを考えて、先ほど言いました具体的な、第12条第3項の負担の割合であるとか、その辺までオーソライズして、私たちは事業運営に当たる、もしくは議会としてはチェックに当たる、それが必要だと思います。

それに対しては、何回も町長答弁していますけれども、改めてお答えいただけませんか。ちょっと難しいですか。分かる範囲で結構です。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりかと思えますけれども、これは首長会議で、しっかりと内容を精査した中で決定していくということが重要だと思っております。

当然ですけれども、今言われたように、小さい自治体だから意見が通らないなんていうことは私は思っておりません。やはり、大きいから正しい、小さいから正しくないという考えではなくて、小さい3つの町が集まってやっているのです。逆に言うと、下田市よりも3町のほうが大きくなってしまいますので、その辺のところは、しっかり3人の首長が連携した中で、正しいところ、下田が間違っているとか正しくないというわけではないんですけれども、しっかりと私たちの言い分は言っていくということは、これは当然ですけれども、私もそのようにさせていただきます。

そして、先ほども、常日頃言わせていただいておりますけれども、町議会の皆さんにも常に情報を共有して、いろいろと懸案事項ありましたら、ぜひ皆さんにもお話を、協議をしていただいて、その辺の皆さんからいただいた意見も、実際に首長会議や担当課長会議のほうで意見を発信していきたいというふうに考えておりますので、その辺のところはご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） その件については了解しました。

実は1市3町の首長の会合の中で、今、町長の決断で、ERSシステムですね、今焼却場で設置してやっていますが、その効用というんですかね、非常に僕は高いものがあると思うんですよ、非常に高い。先ほど横嶋議員も言いましたが、例えば200キロのものを入れて、ある一定サイクルでそれが出力された質量、120キロに減っていると。実に4割ぐらいの水分率が、そこで減水されているということですね。ですから、その前段に実は分別作業があるわけですね。

ですから、家庭ごみ以外の分別をして、なおかつERSの工程を経ることによって、実際の、課長には前に言いましたが、水分率を全体の4割にしようという目標がありましたね。そうですね。

ですから、そういうことで、当初私たちが、2年前の3月ですか、第5次の循環社会型の基本計画の中の大きな表で、それぞれの1市3町の経済的な負担、分担率を表にしたものが

ございました。その表の基になる数値、例えば人口もそうですが、量的なもの、それが明らかに減少してくるんですね。そうなったときに、例えば100億円かけてそれを造る建物が、十分焼却に耐え得るだけの、要するに受け入れるだけの量が、果たして1市3町で確保できるのか。

そうなったときに、PPP、前に梅本君の時にやりましたが、PFIの業者が、逆に手を挙げる業者がいなくなるのではないですかね。その辺の議論は、首長会の中でお話しされたことはございますか、お答えください。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まだ、そこまでの話というのは、突っ込んだ話はしておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 分かりました。ぜひとも、ほかの下田、松崎、西伊豆の町長、それから市長に、岡部町長がやったERSシステムの効用とか、ぜひそれを、仮に敷根にプラントが決まったとしても、それをぜひ強く推進していただきたいと思うんです。そうすると、物の見方がころっと変わりますよね。

横嶋議員が言ったとおり三豊町の結果、非常に大きな認識の転換があったということ、これはほかの同行した議員も、そのようなこと言っておりますので、ぜひとも町長については、もう一個お願いがあります。

町を二分するような、分断するような、そういう決定はしないでもらいたい。賛成が100%ではないんですよ。分かりますよね。絶対に分断だけはしないで、その中で一番いい方法を選んで、そして町として、南伊豆町として、こういう方向で行くんだと、行政はこういう方向で行きます、どうか町民、私の後についてきてくれと、それぐらいの気概を持ってやっていただきたいと思います。それだけ要望しておきます。

以上です。

○議長（谷 正君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 南伊豆地域清掃施設組合規約の審議に当たって、反対の討論を行います。

ごみ処理の問題に関しては、現場の職員や担当者、これまで様々携わった方々のところでは、また住民の生活に密着する問題なので、これまでも様々なあつれき、南伊豆で最終処分場を造るかどうかという、そういう点でもいろいろ摩擦もありました。そうした中で、しかし、日々出るごみをどうするかということで頭を悩ませてきたことも当然で、直接の担当のところでは大変な思いがあったというふうに思います。

人ごとではないということは、まず前提として置きながら、この間、ごみの問題に関して、いわゆる環境省、政府の動きが、単独での事業に関して補助を受けないということから広域設定をされて、こういう形が出てきております。南伊豆地域清掃施設組合の構成の下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、この中では、南伊豆町は当該、私たちの町では、確かに修理を繰り返して、何とかしなければならないという状況が七、八年続いてきて、前の先代の町長の頃からもありました。

一方で、松崎町、西伊豆町は、まだ寿命が、今の状態であっても10年ぐらいあるということとあります。下田市に関しては、一番古い施設であるということとありますが、こういう中で、まとまらなければ補助を取れないということで、広域化ということでやっておりますけれども、先ほど質疑しました。

こうした中で、今置かれている地球環境の問題、CO<sub>2</sub>削減の問題からいって、第3条にありますエネルギー回収型廃棄物処理施設の問題に関して、エネルギー回収になり得ない、いわゆる旧来型の施設だということ、現状では、ごみからエタノール、燃料が生成される実証がやられている。これが先端企業だけではなくて、追随の企業からもやられていると。

また、南伊豆町に実証施設として、株式会社JETのERS施設では、エタノールまでいかないですがけれども、消臭と減量をして、いわゆるそのまま燃料として使える状態のものが生成されている。こうした中で、私たちはこの基本構想にあった考えから、もっと中身を発展させる、このことが必要であるというふうに思います。

町長は答弁で、今後組合をつくった中で考えるということありますが、やはりその言葉を信じながらも、やはり動き出して止まらない状態になりかねない状態が懸念としてあります。そうしたことはしっかり据えて、いわゆる30年、40年の先に禍根を残さない。現時点で次世代の、いわゆるごみを処理するということではなくて、ごみそのものはごみではなくて、いわゆる資源として、これを燃料等々にも使っていく、そういう仕組みができていますから、こうした点を組合の中でも進めるべきだと、仮にできてもですね。ということ強く主張したいと思います。

また、様々な懸念の材料もあって、当該の土地の問題もありますけれども、場合によっては広域で補助を受けて、いわゆる中身が資源化の施設でできる方向に転換するようであれば、我が町でそれを事業化して地域の熱利用にする。そういうことも私は転換として構想はしております。しかし、現状ではそうになっていない、縛りみたいのもあるので、今回は反対をしていきますが、あくまでも次の世代の、もう生まれている次の世代の仕組みに転換することを強く求めて、反対の意思を表明したいと思います。

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

稲葉議員。

○7番（稲葉勝男君） 私は原案に賛成するものであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、し尿処理施設、それからごみ処理施設等、生活環境施設を整備し、住民の清潔で安全な生活を保障することが基本条件であることが各自治体に課せられたものであります。

1市3町の焼却施設の現状を考えると、供用開始から下田市が40年、次が南伊豆町31年、松崎町23年、西伊豆町24年、このような現状であります。環境省の実態調査では、ごみ焼却施設の稼働から廃止までの平均年数は約30年とされております。このような現状を考えると、各自治体とも数年後、それぞれの施設に対する大改修あるいは新設という大きな負担を抱えることが予想されます。

環境省は令和3年に、長寿命化行動計画を出しているが、環境省は令和3年に出しておりますが、1市3町の施設が長寿命化を仮に施工しても、それぞれの機能の維持が向上あるいは同一となるというふうな保証もございません。ゆえに、人口減少や財政上のことを考えると、各市町がそれぞれフルスペックの時代ではありませんので、お互いに垂直補完、これによって広域連携で住民の安心・安全な生活を保障するため、1市3町の南伊豆地域清掃施設組合規約の制定には賛成するものであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

漆田議員。

○9番（漆田 修君） 原案に反対の討論をさせていただきます。

これは再三にわたり、一般質問等で町長に所信を確認しておりますが、広域連携の在り方そのものが、実はちょっと問題があるということなんですね。実は、第32次地方制度調査会で答申されました。その中においては、独力で力のない自治体は広域連携をなさいと。その代わりに、都道府県はそれを補完するということが明記されております。

実は地方制度調査会の中で、実は欠落している部分があるんですね。これは東大のある先生も言っていましたが、別なシナリオを調査会の答申の中には当然含めるべきだと。これは別なシナリオというのは、ごみ処理問題については、例えば公共資産等の個別管理計画、これは総務省の推奨している計画ですが、その中においては、今ありますプラント施設、その施設、固定資産に当たりますが、これらの延命工事であるとか、そして、それを伴うことによって、例えば10年間、交付税措置がありますから、それによって別な、そこで新たなシナリオを新たに想定できる、これは一自治体内の話なんですね。

ですから、広域連携で一番したがっている下田市ですね、それに安易に飛びついた、飛びつくというか、安易に乗ってしまった3つの町、そういう構造が目浮かぶわけですね。

そして、西豆については、非常にまだプラントとしての余力は、特に松崎町においてはあるんですね。それで、片方においては、西伊豆町においては、残渣処理の処分場まで用意されていると。ですから、総体的な費用に係る決算額というのは、ちょっと圧縮できるということですね。ですから、一番困っているのは下田市なんですね。下田の住民はあそこに、例えば、下田の話してはまずいですが、実はそういう全てのもろもろのシナリオを想定して、一応事に当たるのが一番ベターかなと思うんですね。

ですから、さっきも話しましたが、首長間の申合せでそういう話が出て、それはよかろうと、ではやりましょうやというようなことでスタートしたと思いますが、私はそういう、さっき言ったのは一つのシナリオですよ。

まだあります。静岡県でやろうしている全体の、2042年をゴールとする全体の焼却の併合の話もありますね、静岡県の。ですから、途中からそれに乗るというのも一つのシナリオだと思います。ですから、無理して100億円のお金を南伊豆町の分で25億円も負担して、後に次の世代にそれをずっと残し続けるということ自体に、私はちょっと反対をしたい。あえ

て反対したい。

それで、岡部町長のJET社のERSシステムの導入、これは一抹の光明なんですね。ぜひともそういうことで進めていただきたい。それがアイスブレイクとなって、さらにあと、1市2町にそれが広がっていく可能性は非常に高いと思うんですね。ですから、賢明な岡部町長の判断をさらに推進していただきたい。あわせて、今回の案件については反対の意思を表明したいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第1号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 賛成多数です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第2号 令和4年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第2号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に8,636万9,000円を追加し、予算の総額を57億1,899万円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に4,587万円、民生費の児童福祉費に400万円、商工費に3,330万円を追加するもので、これら歳出に対応する財源として、民生費県補助金333万3,000円、公共施設整備基金繰入金4,587万円、過疎対策事業債3,990万円を追加するほか、財政調整基金繰入金を313万2,000円減額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第2号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に8,636万9,000円を追加し、予算の総額を57億1,899万円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目から説明をさせていただきますので、予算書の14ページ、15ページをご覧くださいと思います。

2款総務費の1項4目施設管理費に4,587万円を増額させていただきました。これは、現庁舎建設後11年が経過し、庁舎外壁及び屋根の塗装が劣化していること及び雨漏りが散見されることから、修繕工事を実施するものでありまして、天候が安定している春先に工事を施行したいため、今回、予算計上させていただきました。

次に、同款3項1目の戸籍住民基本台帳費には39万9,000円を増額させていただきました。これは、マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和4年12月末から令和5年2月末に延長されたことにより、窓口の混雑が見込まれること及び令和5年度の普通交付税から、地域デジタル社会推進費の算定については、マイナンバーカードの交付率が全国の上位3分の1以上に達している場合には、その交付率に応じた割増し率で算定されることとなることから、さらなるマイナンバーカードの普及を促進するため、会計年度任用職員を1名増員するものでございます。

なお、こちらの経費に対しましては、国庫補助金が10分の10交付されるものでございます。

3款民生費の2項3目子育て支援費には、出産・子育て応援事業を新設し、400万円を計上させていただきました。これは、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につながり伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を国が創設したため、係る経費を計上するものでございます。

具体的には、令和4年4月1日以降に妊娠届出を行った妊婦等に対し5万円、出産届を行った妊婦等に対し5万円の計10万円を支給するもので、妊娠届出は令和3年度であったが出産届出が令和4年度であった場合についても、10万円の経済的支援を行うものでございます。

なお、当事業の財源といたしましては、国補助金が3分の2、県補助金が6分の1交付されますが、残りの6分の1については町が負担することとなります。

次に、6款商工費の1項6目温泉管理費には3,330万円を増額させていただきました。これは、さきの一般会計補正予算（第5号）に計上し、ご承認をいただきました銀の湯会館の空調設備改修設計委託に伴う成果品が納品されたことを受け、空調設備の更新に係る経費を計上させていただくものでございます。工事内容は、室内機12台、室外機8台を更新するもので、夏前の完成を目指してまいります。

続きまして、予算書の16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

最後に、9款教育費の1項2目の事務局費には280万円を増額させていただきました。町では令和2年度に、文部科学省のGIGAスクール構想を受け、個別最適な学びや探究的な学びを進め、主体的に学ぶ子供の育成を目的として、全ての児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備し、持ち帰り学習にも対応しているところでございますが、本年度になり、画面割れや接触不良等による故障が数十台発生いたしました。

既存の機器を修理して使用することも検討してまいりましたが、学習に必要な機能を備えた新機種を購入したほうが安価なことから、新小学1年生分の購入に係る経費を計上させていただきまして、4月からの使用に間に合わせたいものでございます。

引き続きまして、歳入について、若干説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

さきに説明した以外の歳入といたしましては、庁舎補修工事の財源として20款繰入金金の2

項1目基金繰入金の公共施設整備基金繰入金に4,587万円を、銀の湯会館の空調設備改修工事等の財源として23款町債の1項8目過疎対策事業債に3,990万円を計上し、あわせて、財源調整といたしまして、20款繰入金の2項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金を313万2,000円減額させていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

清水議員。

○8番（清水清一君） 3款民生費の子育て応援事業という形がございますけれども、これ5万円、5万円ということは、対象40名の妊婦さん、あるいは子供さんがあると考えられますけれども、対象者はいつから、妊娠した場合は、あるいは出産はいつからかということをお伺いいたします。今年度の予算なんですけれども、今年の4月なのか、それともいつなのか、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） お答えいたします。

先ほど総務課長のほうから説明がありましたが、今年度につきましてのこの予算でございます。今年度、妊娠された方に5万円、それから出産された方に5万円ですけれども、遡りまして、昨年4月1日の時点で出産をされた方についても合わせて10万円ということで、妊娠の分を合わせて10万円を支給するというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第2号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷 正君） 第1回臨時会の日程は全て終了しました。

令和5年第1回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二